

夏の思い出コンサート後援会会則

(名称)

第1条 本会は、夏の思い出コンサート後援会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、福岡市職員音楽会実行委員会（以下「実行委員会」という）の活動目的に賛同し、実行委員会との連携のもと、実行委員会が開催する夏の思い出コンサート（以下「コンサート」と言う）並びに付随事業に対して資金などを支援するとともに、会員相互の親睦及び交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実行委員会の活動の支援に関すること。
- (2) 会員相互の親睦及び交流に関すること
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと。

(組織及び会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した個人、法人（企業）及び団体を会員として組織する。

2 会員は、個人会員及び法人（企業）会員とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

(退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 年会費を本会が指定する日から6ヶ月納入しないとき。
- (3) 連絡がとれなくなってから6ヶ月経過したとき。

(年会費)

第7条 年会費については以下に定め、会員は年会費を指定日までに納入しなければならない。

- (1) 個人会員は、年額1口1、000円とし、1口以上納めるものとする。
- (2) 法人会員は、年額1口3、000円とし、1口以上納めるものとする。
- (3) 年度途中に入会する場合は、1年分を納入するものとし、退会による既納の年会費は返還しないものとする。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査役 1名
- (5) 事務局員 若干名

(役員を選出)

第9条 役員は、会員の中から選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第11条 会長は、会を統括し代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、本会の必要事項について助言する。
 - 4 監査役は、会計を監査する。
 - 5 事務局員は、本会の事務を処理する。

(名誉会長及び顧問)

- 第12条 本会に事業を円滑に推進するため、名誉会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長、特別顧問及び顧問は、理事会において決定する。

(理事会)

- 第13条 理事会は、役員をもって構成する。
- 2 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。
 - 3 理事会は、本会の運営に関する重要事項などを審議する。

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局員により運営する。

(会計)

- 第15条 本会の経費は、年会費及び寄附金等をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(その他)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年5月12日から施行する。
- 2 本会の平成27年度の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、平成26年10月1日から平成27年12月31日までとする。
- 3 この会則は、平成26年9月9日から施行する。
- 4 この会則は、平成26年5月19日から施行する。
この会則は、平成26年5月1日（設立年月日）から施行する。
- 5 この会則施行後、最初の第9条の役員の仕事の任期は第10条の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。
- 6 本会の初年度の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成26年9月30日までとする。